

## 岩手県社会福祉審議会条例の改正について

保健福祉部保健福祉企画室

### 1 改正の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により社会福祉法の一部が改正され、委員定数に係る条文が削除されたことに伴い、岩手県社会福祉審議会の委員定数を社会福祉審議会条例により定めようとするものである。

※ 2 頁「(参考 1) 社会福祉法 新旧対照表」参照

### 2 改正案の内容

岩手県社会福祉審議会の委員定数を 20 人以内とする。(第 2 条関係)

※ 3 頁「(参考 2) 岩手県社会福祉審議会条例」参照

### 3 改正案の理由

以下の理由から、県内の主要な社会福祉関係団体等から意見を聴取できる現在の委員数 20 人が妥当であると考えられるもの。

#### (1) 社会福祉審議会の役割

社会福祉法第 7 条第 1 項に、「社会福祉に関する事項を調査審議する」と定義されており、当審議会は、社会福祉全般について総合的・大局的な議論を行う役割を有しており、社会福祉に関して幅広い見地から御意見を頂けるよう、審議会委員は社会福祉各分野における代表者を選定する必要がある。

#### 【これまでの主な審議・報告事項】

審議事項	いわて県民計画／東日本大震災津波復興基本計画／条例改正
報告事項	保健福祉部の予算・重点施策／社会福祉分野における各種計画／福祉分野における課題等（例：自殺対策、児童虐待）

#### (2) 専門分科会の設置

社会福祉審議会では、専門性の高い議論が必要である福祉分野については、専門分科会の設置が義務づけられており、当該分科会における審議内容を考慮し、審議会委員の人選を行う必要がある。

分科会	審議内容
民生委員審査専門分科会	・民生委員の委解嘱の適否についての調査審議
身体障害者福祉専門分科会 (審査部会)	・身体障害者の福祉に関する事項の調査審議 ・医師の指定審査、身体障害者の障害程度の審査等(審査部会)
児童福祉専門分科会※ (措置部会)	・児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議 ・母子家庭の福祉に関する事項の調査審議 ・里親の認定審査 ・要保護児童の処遇についての調査審議、児童虐待事例の検証(措置部会)

※ 児童福祉法第 8 条第 1 項の規定により義務設置とされている都道府県児童福祉審議会を、本県では社会福祉法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社会福祉審議会に設置しているもの。

#### (3) 幅広い民意の反映

社会福祉法第 8 条の規定により、県民の代表である県議会議員からの委員任命が義務付けられているほか、審議への県民の参画を推進するため、公募委員を引き続き設置する必要がある。

(参考 1) 社会福祉法 新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>(組織)</u></p> <p>第 8 条 地方社会福祉審議会は、委員 35 人以内で組織する。</p> <p>2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、<u>地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。</u></p> <p><u>(委員)</u></p> <p>第 9 条 (新設)</p> <p>地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。</p> <p>(地方社会福祉審議会に関する特例)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、<u>第 8 条第 1 項中「35 人以内」とあるのは「50 人以内」と、前条第一項中「置く」とあるのは「<u>、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く</u>」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>(委員)</u></p> <p>第 8 条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。</p> <p><u>(臨時委員)</u></p> <p>第 9 条 <u>特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。</u></p> <p>2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。</p> <p>(地方社会福祉審議会に関する特例)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「<u>、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く</u>」とする。</p>

## (参考2) 岩手県社会福祉審議会条例

(設置)

**第1条** 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項の社会福祉に関する事項(精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議するため、岩手県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一部改正〔平成12年条例60号・84号〕

(任期)

**第2条** 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

**改正後第2条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

**2** 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第3条** 委員長は、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

**第5条** 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

2 専門分科会に専門分科会長を置き、委員及び臨時委員の互選とする。

3 専門分科会長は、専門分科会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 第3条第2項の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、「委員」とあるのは「委員又は臨時委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

**第6条** 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

**第7条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則 (略)